

規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第十五号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子保健法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。